

## 令和6年度海洋プラスチックごみ対策普及啓発事業業務委託仕様書（案）

### 1 委託業務の名称

令和6年度海洋プラスチックごみ対策普及啓発事業業務委託

### 2 業務目的

海洋ごみの多くを占めるプラスチックごみについては、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、国際的に関心が高まり、地球規模の課題となっている。

これまで県・市町村や様々な民間団体が海洋プラスチックごみの回収・処理・発生抑制に取り組んできたが、海洋ごみは日常生活に起因することが多いとされており、本県の特徴ある環境を守る観点からも、県民に対して理解を促進することは重要となっている。

そのため、本事業を通じ、県民の海洋プラスチックごみ問題への理解促進、発生抑制のためのさらなる当事者意識の醸成を図る。

### 3 履行期限

令和7年3月31日（月）

### 4 業務内容（注：契約候補者決定後に、契約候補者と協議の上、修正）

#### (1) 啓発イベントの開催

行楽地や交流施設、商業施設など、多くの来場者が見込まれる場所において、海洋プラスチックごみ問題に関するイベントを開催する。

#### (2) 啓発グッズの配布

海洋プラスチックごみ問題への理解促進、発生抑制のための当事者意識の醸成に資するようなグッズを配布する。

#### (3) リーフレットの作成及び配布

海洋プラスチックごみ問題に関するリーフレットを作成し、効果的な展開を図る。部数については啓発グッズの個数+500部とする。

#### (4) その他（広報媒体を活用した啓発等）

趣旨に沿った取組について、自由に提案することができる。

### 5 提出すべき報告書等

事業完了後、開催内容の概要や写真等を実績報告書としてとりまとめ、速やかに業務完了届及び事業報告書を県へ提出すること。

## 6 協議打合せ

事業着手時及び実施中については、協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連携をとり、適宜、協議打合せを行う。

## 7 その他

- (1) 受託者が作成したリーフレットの著作権は、鹿児島県に帰属する。
- (2) イベントで使用する設備、資機材等は受託者が用意する。
- (3) 受託者は、県と緊密な連携をとって事業を進めるものとする。
- (4) その他の詳細な事項については、県の指示による。